

## ■既存住宅設備機器 設備修理・交換保証約款

### 第1条（既存住宅設備機器 設備修理・交換保証約款）

1. 当社が、「Zutto ホームサポートサービス利用規約」（以下「サービス利用規約」といいます）により提供する既存住宅設備機器の設備修理・交換保証サービス（以下「本修理交換サービス」といいます）の内容及び対象は、本設備修理・交換保証約款（以下「本約款」といいます）に定めるものとします。
2. 当社の「Zutto ホームサポート会員規約」および「Zutto ホームサポート有料会員利用規約」にご同意いただくことにより、「サービス利用規約」及び本約款にも同意いただいたものといたします。
3. 本規約は、「Zutto ホームサポート会員規約」、「Zutto ホームサポート有料会員利用規約」および「サービス利用規約」の一部を構成します。ただし、定める内容が異なる場合は、本約款が優先して適用されます。

### 第2条（提供期間）

当社が、本修理交換サービスの提供期間は、以下のとおりとします。

1. 開始時期（当社免責期間）  
利用者が本修理交換サービスに該当する有料会員サービスに登録した日から60日経過後から本修理交換サービスの提供を開始します。
2. 終了期間  
利用者が有料会員サービス会員登録から解約し退会したときに終了します。  
ただし、利用者が有料会員サービスの会員期間内に解約・退会したときには、有料サービス利用規約所定の解約手数料をお支払いいただきます。
3. メーカー保証との関係  
修理・交換対象製品のメーカー保証期間が併存し、同期間内に初期不良等でメーカーまたは販売店より代替品が提供された場合でも、本約款に基づく修理・交換保証サービスの提供期間は変更いたしません。

### 第3条（本修理交換サービスの利用）

1. 本修理交換サービスの対象製品は、当社が新設した住宅設備機器、および利用者が会員登録前から既存する住宅設備機器に限ります。
2. 修理・交換対象製品に故障が生じた場合、または修理・交換対象製品の取扱説明書及び本体貼り付けラベル等の注意書きに従った正常な方法による使用状態で修理・交換対象製品に故障が生じた場合、修理・交換対象製品の所有者（以下「所有者」といいます）は、当社に本アプリまたは電話、メール等を使用して修理を依頼してください。

3. 当社が設置した製品以外でも、本修理交換サービスを利用することができます。
4. メーカーによる部品供給が受けられないなど修理・交換対象製品の修理が不可能な場合には、本約款第 2 条に規定する提供期間内でも、当社は本修理交換サービスを提供することはできません。

#### 第 4 条（本修理交換サービスの対象製品・上限）

1. 利用者は、本約款第 2 条に規定する提供期間内は、修理交換対象製品について、1 回あたりの下記限度額までは修理・交換費用を負担することなく、本修理交換サービスを回数の制限なく利用することができます。
2. 本修理交換サービスの対象製品、および 1 回あたりの修理・交換保証費用の限度額（消費税込み）は、以下のとおりとします。

修理交換サービス対象製品	修理限度額	交換限度額（※）
①エコキュート	最大 10 万円	7 万円
②IH クッキングヒーター		2 万円
③給湯器（ガス）		5 万円
④電気温水器		5 万円
⑤ガスコンロ		1 万 5000 円
⑥換気扇		5,000 円
⑦台所レンジフード		1 万 5000 円
⑧温水洗浄便座		1 万円
⑨石油給湯器		5 万円

※本サービスの対象となる修理交換対象製品は、各製品につき 1 台に限ります。

※本サービスの対象となる修理交換箇所は、温水洗浄便座のみ 2 箇所まで、それ以外は 1 箇所に限ります。

3. 本修理交換サービスを用いて修理交換対象製品を交換する場合、当社指定のメーカー商品を、当社指定の施工店にて交換した場合のみ、保証対象となります。
4. 1 回あたりの修理・交換上限額には、部品代、作業費用、及び出張費用を含みます。
5. 本修理交換サービスによる新規住宅設備機器の設置にあたり、追加での補修作業・補強作業が必要な場合、別途作業費が発生する場合があります。
6. 本修理交換サービスによる修理・交換費用の見積額が、1 回あたりの修理・交換上限額を上回る場合には、所有者が見積額と上限額との差額をお支払いいただいたときに限り、本修理交換サービスを利用することができます。

#### 第 5 条（本修理交換サービスの免責条件およびサービス対象範囲）

1. 本修理交換サービスは、サービスを提供できる別紙所定の環境、条件、及びその他

注意事項（以下、あわせて「免責条件」といいます）があります。また、本修理交換サービスの対象製品及びサービス内容別に固有の免責条件があります。免責条件を満たさない場合には、当社は本修理交換サービスを提供できない場合、または追加費用が発生する場合があります。

2. 本条第1項に加え、以下の場合には、本修理交換サービスの対象外とします。
  - (1) 電線・電源、配管等修理交換対象製品本体以外の工事箇所が原因の故障、および配線・配管・配水管等の修理・交換の場合
  - (2) 取付工事に起因する修理交換対象製品の不具合
  - (3) 当社指定業者以外で修理交換対象製品の修理を依頼された場合
  - (4) 当社の管理する情報と連絡先または修理依頼された製品が相違する場合
  - (5) 修理交換対象製品を譲渡または販売し、契約者に当該製品の所有権がなくなった場合
  - (6) 修理交換対象製品の部品交換を伴わない調整及び清掃・設定等手直し修理で完了する場合
  - (7) 電池、フィルター類、パッキン等メーカーの定める消耗品の交換である場合（ただし、減圧弁・圧力弁等所有者が直接交換を行うことが困難な弁類の交換は本修理交換サービスの対象とします）
  - (8) 外観の瑕疵など修理交換対象製品の機能及び使用の際に影響のない損害
  - (9) 修理対象製品の通常使用に支障のない部分で経年劣化の範囲に該当する場合
  - (10) 修理交換対象製品のメーカーの責に起因して故障または損傷した場合
  - (11) 修理交換対象製品に追加で取り付けることが可能な部品・送致の故障または損傷、もしくは当該追加部品・送致に起因した修理交換対象製品の故障または損傷
  - (12) 購入・設置後の取り付け位置の移動、落下等によって生じた、修理交換対象製品の故障または損傷
  - (13) 業務用の使用等一般生活用以外での使用によって生じた故障、傷、サビ、カビ等
  - (14) 直接・間接を問わず、以下の掲げる事由のいずれかに該当して生じた修理交換対象製品の故障または損傷
    - ① 落下、衝撃、水漏れ、電池漏えい、増設、改造行為等不適切な使用または管理の不備
    - ② 取扱説明書記載以外の方法等使用上の誤り、メーカー所定の定期制等含む維持・管理の不備
    - ③ 井戸水、温泉水、地下水等水道法に規定された水質基準に適合した水以外の水の使用
    - ④ 動物、植物等の外的要因での変色、変質、その他類似の事由

- ⑤ 故意・重過失による場合
  - ⑥ 火災、落雷、爆発、または外部からの物体の落下、飛来、衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由
  - ⑦ 地震、津波、噴火、地殻変動、地盤沈下、水害、風害、雪害、その他天災ならびにガス害、塩害、公害および異常電圧
  - ⑧ 盗難、詐欺、横領または紛失による場合
  - ⑨ 核使用済み燃料、核燃料物質もしくはそれらによって汚染されたもの（原子核分裂成物を含む）の放射性、爆発性、その他の有害な特性、またはこれらの特性による事故
  - ⑩ 戦争、外国の武力行使、内乱、テロ、その他類似の事変または暴動（複数の者によっていじるしく平穏が害され、重大な事態と認められる状態）
- (15) 修理交換対象製品のメーカーがリコールを公表した後、リコール該当部位にかかる修理交換
  - (16) 本修理交換サービスの提供期間終了後に、所有者が修理交換を依頼した場合は
  - (17) 国外から本修理交換サービスを申し込んだ場合、または修理交換対象製品が国外にある場合は
  - (18) 修理交換対象製品のメーカーから部品供給が受けられない場合、当社が本修理交換サービスの対象外と指定するメーカーの製品である場合など、当社が修理できないと判断した場合は
  - (19) 本修理交換サービスのご依頼後、当社にて故障内容を再現できない場合は
  - (20) 所有者が、不具合、損傷等を原因として、損害保険金、損害賠償金を受領済みの場合は
  - (21) 本修理交換サービスに加入した時点で、修理交換対象製品が既に故障していた場合は

## 第6条（間接損害）

修理交換対象製品の故障または損傷に起因して生じた以下の損害等は、本修理交換サービスの対象外とします。

1. 修理交換対象製品以外のものに生じた故障または損傷に関する損害
2. 修理交換対象製品の故障または損傷に起因して、修理交換対象製品およびその他のものが使用できなかったことによる損害
3. 修理交換対象製品の故障または損傷に起因して、生命・身体に発生した損害

## 第7条（料金改定）

当社は、所有者に対して何ら通知をすることなく、「Zutto ホームサポート有料会員利用規約」および「サービス利用規約」記載の料金、および本修理交換サービスの修理

交換保証費用の限度額を改定することがあります。その場合には、当社は本アプリを通じて、または当社ウェブサイトにて、通知いたします。

#### 第8条（製造物責任）

当社は、当社が販売者となった修理交換対象製品以外については、製造物責任を負いません。

#### 第9条（約款改定）

当社は、所有者に対して何ら通知をすることなく、本約款の内容を改定することがあります。その場合には、当社は本アプリを通じて、または当社ウェブサイトにて、通知いたします。